

平成27年9月4日に農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙制度から町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなりました。

そこで農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の推薦または応募を行ないます。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

【農業委員の任期】

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

【農業委員の業務】

- (1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行ないます。農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行ないます。
- (2) 農地等の利用最適化の推進を実施します。(担い手への農地利用の集積・集約化耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)
- (3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
- (4) 農業一般に関する調査及び情報提供の事務を実施します。
- (5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します。(担当地区において、担い手への農地利用の集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動)

【推薦及び応募について】

(1) 地区・全域からの推薦

農業者等3名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。

(2) 団体からの推薦

農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。

(3) 一般応募

【推薦・応募の農業委員数】

13名

【推薦・応募の資格】

- (1) 置戸町に住所を有する人。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。
- (2) 置戸町の教育委員、固定資産評価審査委員会委員でない人
- (3) 置戸町の職員でない人

※以下の方は推薦及び応募ができません。

①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受け続けることがなくなるまでの人の

【提出書類】

委員の推薦・募集に応募する方は、次の書類を町長に提出してください。

(1) 推薦の場合

- 1) 置戸町農業委員会委員候補者推薦届出書（個人用）
- 2) 置戸町農業委員会委員候補者推薦届出書（法人・団体用）
- 3) 置戸町農業委員会委員候補者推薦承諾書
- 4) 代表者証明書
- 5) 候補者の住民票の抄本

(2) 応募の場合

- 1) 置戸町農業委員会委員候補者応募届出書
- 2) 候補者の住民票の抄本

※書類の請求につきましては、置戸町農業委員会にご連絡いただくか、もしくは下記よりダウンロードしてご利用ください。

- ①個人推薦届
- ②法人推薦届
- ③推薦承諾書
- ④代表者証明
- ⑤応募届

【推薦・応募の期間】

令和8年1月16日（金）から令和8年2月20日（金）まで

【選任方法】

推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、置戸町農業委員会委員候補者評価委員会において審査を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

【書類の提出先及びお問い合わせ】

置戸町農業委員会へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください

～郵送の場合の送付先～

〒099-1100

常呂郡置戸町字置戸181番地

置戸町農業委員会

電話 0157-52-3361